

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第13号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(条例別表第1の規則で定める事務) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、 県立中等教育学校の前期課程における学校給食費 についての援助の対象となる者の認定に関する事 務とする。 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、 公立の特別支援学校及び <u>県立中等教育学校の前期</u> <u>課程</u> への就学のため必要な経費の支弁に関する事 務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭 和29年法律第144号）によるものを除く。）で、経 費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事 実についての審査又はその資料の提出に対する応 答に関するものとする。 8 (略)	(条例別表第1の規則で定める事務) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、 <u>県立中学校及び</u> 県立中等教育学校の前期課程にお ける学校給食費についての援助の対象となる者の 認定に関する事務とする。 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、 公立の特別支援学校及び <u>県立中学校（県立中等教 育学校の前期課程を含む。）</u> への就学のため必要な 経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学 奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によ るものを除く。）で、経費の算定に必要な資料の受 理、その資料に係る事実についての審査又はその 資料の提出に対する応答に関するものとする。 8 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。